

令和8年度岩手県立胆沢病院衛生設備保守点検業務仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 保守点検する設備、作業対象項目及び数量等は、「衛生設備保守点検一覧表」のとおりとする。

2 委託場所

岩手県立胆沢病院（岩手県奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地）

3 受託業者（以下「乙」という。）は、上記設備の機能保持のため、必要に応じて専門技術者及び作業員を派遣し「保守点検作業内容」により実施するものとする。

4 乙は、保守点検の実施にあたっては、あらかじめ年間作業計画を作成し、岩手県（以下「甲」という。）の承認を得るものとする。

なお、具体的な点検日時等については、甲と事前に打ち合わせを行い、必要に応じて点検実施計画書（工程表）を作成し承認を得るものとする。

5 保守点検の方法等

(1) 点検、調整、整備は、甲の保守担当係員（以下「係員」という。）の了解又は立会のうえで完全に実施し、点検終了後すみやかに調整の良否、点検後の所見、点検者の氏名等必要な事項を記載押印のうえ「保守点検報告書」を提出し、係員の確認を得なければならない。

なお、法定に基づき実施するものについては、その内容がそれら法令に適した内容（報告書）とすること。

(2) 点検作業中は、患者等の安全を最優先し、事故防止等の措置を講じなければならない。

(3) 故障、異常等緊急の場合には、ただちに技術者等を派遣し修理等を実施するものとする。

やむを得ず応急処置をしたときは、事後速やかに適正な方法による処置をしなければならない。

6 消耗品等の負担

上記点検等に必要な工具類、計器類等及び消耗品雑材料の負担は甲と乙で協議とする。

7 この仕様書に示されない事項であっても、当該設備の維持管理上、その必要と認められる軽微な修理及び部品等の取り替えについては、乙の負担とする。

ただし、あきらかに甲の責任に起因する故障、破損等のために機器の取り替え等を行う場合は除く。

保守点検作業内容

保守点検作業は原則として、「建築保全業務共通仕様書」（建設大臣官房官庁営繕部監修）に準ずる。

【法定（準法定含む）】

1 水槽等清掃点検（合同公舎含む）

受水槽、高架水槽の水質検査、点検を行うこと。

2～3 圧力容器性能及び拡張タンク

「労働安全衛生法」並びに「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく整備、検査、清掃、復旧作業とする。

4 消防設備

(1) 「消防法」に基づく外観、機能、総合点検とする。

(2) 点検結果報告書に添付する点検表の様式は、消防庁告示例によること。

5 医療ガス設備点検

(1) 医療ガス設備の、使用に当たっては、安定した状態で過誤なく患者に投与するため、常に高度の安全性を要求されており、保守点検における安全管理については、慎重な考慮を払わなくてはならない。

(2) 厚労省「医療ガス設備の保守点検指針」に基づく点検内容とし、チェックリストに準拠して行うこと。

(3) 点検のためのパイプラインの一部を閉鎖する時は、関係部署と十分な打ち合わせを行い取り進めること。

6 衛生ポンプ類

建築物環境衛生管理基準に適合するよう点検及び各機器の保守点検、消耗部品の交換を行うこと。

7 炭酸ガス中和装置点検

制御盤、原水ポンプ、PH計の標準液による校正、PH計警報設置値の設定、炭酸ガス圧力調整器の調整、ニードル弁の調整、原水槽の温度設定。

8 ヘリポート移動式粉末消火設備点検

4 消防設備のとおり